

平成26年12月22日

平成25年度における地方公務員の懲戒処分等の状況 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

総務省では、平成25年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について
2. 汚職事件について

(連絡先)

総務省自治行政局公務員部公務員課

担当：東課長補佐、小川係長

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線) 5543

(直通) 03-5253-5543

FAX: 03-5253-5552

1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

- この調査は、各地方公共団体が平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。

- 調査の対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。

- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - (2) 平成 25 年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上しているものであること。

(1) 懲戒処分者数の状況

- 平成 25 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 4,731 人であり、前年度に比べて 31 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、免職 484 人（対前年度比 26 人減）、停職 978 人（同 31 人増）、減給 1,422 人（同 119 人減）、戒告 1,847 人（同 83 人増）となっており、免職及び減給が減少しているものの、停職及び戒告は増加している。
- 処分者数を行為別にみると、全体では「一般服務関係」2,041 人（43.1%）が最も多く、次いで「道交法違反」1,022 人（21.6%）、「一般非行関係」899 人（19.0%）、「監督責任」607 人（12.8%）、「収賄等関係」96 人（2.0%）、「給与・任用関係」58 人（1.2%）、「違法な職員組合活動」8 人（0.2%）の順となっている。

（注） 構成比は四捨五入のため、内訳の合計が 100%にならない。

懲戒処分者数の状況（種類別・行為別）

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用関係 （受験採用の際の虚偽行為等）	4 (3)	19 (15)	23 (26)	12 (16)	58 (60)
一般服務関係 （勤務態度不良、職務命令違反等）	106 (100)	403 (375)	723 (728)	809 (762)	2,041 (1,965)
一般非行関係 （傷害・暴行、金銭関係の非行等）	198 (210)	354 (360)	240 (257)	107 (82)	899 (909)
収賄等関係 （収賄、横領等）	79 (74)	15 (13)	2 (6)	0 (1)	96 (94)
道交法違反	97 (123)	175 (169)	213 (256)	537 (531)	1,022 (1,079)
違法な職員組合活動	0 (0)	7 (10)	0 (0)	1 (32)	8 (42)
監督責任	0 (0)	5 (5)	221 (268)	381 (340)	607 (613)
合 計	484 (510)	978 (947)	1,422 (1,541)	1,847 (1,764)	4,731 (4,762)

（注） 1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2) 分限処分者数の状況

- 平成 25 年度中に分限処分を受けた職員数は 24,213 人であり、前年度に比べて 972 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、降任 107 人（対前年度比 3 人減）、免職 417 人（同 522 人減）、休職 23,688 人（同 448 人減）、降給 1 人（同 1 人増）となっており、降給を除いてすべての種類で減少している。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」23,531 人（97.2%）が最も多く、次いで「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」329 人（1.4%）、「条例に定める事由による場合」151 人（0.6%）、「職に必要な適格性を欠く場合」79 人（0.3%）、「刑事事件に関し起訴された場合」76 人（0.3%）、「勤務実績が良くない場合」47 人（0.2%）の順となっている。

分限処分者数の状況（種類別・事由別）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	17 (22)	30 (27)	—	—	47 (49)
心身の故障の場合	40 (35)	29 (27)	23,462 (23,900)	—	23,531 (23,962)
職に必要な適格性を欠く場合	50 (53)	29 (23)	—	—	79 (76)
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合	0 (0)	329 (862)	—	—	329 (862)
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	76 (83)	—	76 (83)
条例に定める事由による場合	—	—	150 (153)	1 (0)	151 (153)
合 計	107 (110)	417 (939)	23,688 (24,136)	1 (0)	24,213 (25,185)

- (注) 1 () 内の数字は、前年度の数値を示す。
 2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上している。
 3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考) 懲戒処分者数及び分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】

(単位:人)

年度	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
25	484	978	1,422	1,847	4,731
24	510	947	1,541	1,764	4,762
23	547	841	1,426	1,800	4,614
22	539	885	1,542	1,952	4,918
21	515	761	1,880	2,827	5,983
20	565	907	1,933	2,251	5,656
19	581	2,509	2,028	15,208	20,326
18	629	1,070	2,571	3,321	7,591
17	477	1,020	1,840	2,509	5,846
16	441	948	2,166	2,453	6,008

【分限処分者数】

(単位:人)

年度	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
25	107	417	23,688	1	24,213
24	110	939	24,136	0	25,185
23	322	544	24,320	1	25,187
22	134	440	24,111	1	24,686
21	165	971	23,841	1	24,978
20	149	830	23,572	0	24,551
19	175	224	22,287	0	22,686
18	380	543	20,923	0	21,846
17	173	172	18,560	1	18,906
16	143	237	16,532	0	16,912

(注) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。

2. 汚職事件について

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

- この調査は、地方公共団体及び地方三公社、職員共済組合、公益的法人等（以下「公社等」という。）において、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために実施したものである。
- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合、広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。）である。
- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。
 - 汚職： 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。
 - 発覚： 公選される職（首長、議員）にある者が関係した汚職事件については、起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職が関係した汚職事件については、地方公共団体においてその事実を確認した場合、又は事実を確認していないが起訴された場合をいうものであること。

汚職事件の状況

- 平成 25 年度中に発覚した汚職事件の件数は 112 件（対前年度比 9 件増）、これらの事件が発生した団体は 99 団体（対前年度比 10 団体増）、当事者として汚職事件に関係した職員は 112 人（対前年度比 7 人増）である。
- 汚職事件を種類別にみると、横領事件が 85 件（対前年度比 2 件増）、収賄事件が 15 件（対前年度比 4 件増）であり、両者で全体の 89.3%を占めている。
また、関係職員（当事者）数を種類別にみると、横領事件に 85 人（対前年度比 2 人増）、収賄事件に 15 人（対前年度比 3 人増）が関係しており、これらの事件に関係した者が全体の 89.3%を占めている。
- 汚職事件を部門別にみると、警察・消防部門が 23 件（20.5%）、教育部門が 20 件（17.9%）となっている。
- 汚職事件を態様別にみると、「公金等の取扱」に関するものが 61 件（54.5%）、「親睦会費等の取扱」に関するものが 14 件（12.5%）、「土木建築工事の執行」に関するものが 13 件（11.6%）となっている。

（１）件数、団体数、関係職員（当事者）数

区 分	件 数 (件)	団 体 数 (団体)	関係職員（当事者）数 (人)
都 道 府 県 等	32 (23)	25 (17)	32 (24)
市 町 村 等	80 (80)	74 (72)	80 (81)
公 社 等	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	112 (103)	99 (89)	112 (105)

（注） 1 （ ）内の数字は、前年度の数等を示す。

2 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）が含まれる。「公社等」は、地方三公社、職員共済組合及び公益的法人等である。

(2) 汚職事件の種類別内訳

区 分	件 数		関係職員（当事者）数	
	件 数 （件）	全体に占める 割 合	職 員 数 （人）	全体に占める 割 合
横 領	85 (83)	75.9%	85 (83)	75.9%
収 賄	15 (11)	13.4%	15 (12)	13.4%
詐 欺	6 (6)	5.4%	6 (7)	5.4%
そ の 他	6 (3)	5.4%	6 (3)	5.4%
計	112 (103)	100.0%	112 (105)	100.0%

(注) () 内の数字は、前年度の人数等を示す。

(3) 汚職事件の部門別内訳

区 分	件 数		関係職員（当事者）数	
	件 数 （件）	全体に占める 割 合	職 員 数 （人）	全体に占める 割 合
警 察 ・ 消 防	23 (13)	20.5%	23 (14)	20.5%
教 育	20 (24)	17.9%	20 (24)	17.9%
総 務	15 (13)	13.4%	15 (13)	13.4%
民 生 ・ 労 働	14 (15)	12.5%	14 (16)	12.5%
土 木 ・ 建 築	13 (10)	11.6%	13 (10)	11.6%
公 営 企 業	11 (8)	9.8%	11 (8)	9.8%
衛 生 ・ 環 境 ・ 公 害	6 (4)	5.4%	6 (4)	5.4%
農 林 ・ 水 産	5 (7)	4.5%	5 (7)	4.5%
商 工	3 (6)	2.7%	3 (6)	2.7%
企 画 ・ 開 発	1 (3)	0.9%	1 (3)	0.9%
議 会	1 (0)	0.9%	1 (0)	0.9%
計	112 (103)	100.0%	112 (105)	100.0%

(注) () 内の数字は、前年度の人数等を示す。

(4) 汚職事件の態様別内訳

区 分	件 数		関係職員（当事者）数	
	件 数 （件）	全体に占める 割 合	職 員 数 （人）	全体に占める 割 合
公 金 等 の 取 扱	61 (65)	54.5%	61 (66)	54.5%
親睦会費等の取扱	14 (11)	12.5%	14 (11)	12.5%
土木建築工事の執行	13 (6)	11.6%	13 (6)	11.6%
税の賦課・徴収	6 (4)	5.4%	6 (4)	5.4%
物品等の購入・ 役務の提供	4 (6)	3.6%	4 (6)	3.6%
補助金・融資	2 (4)	1.8%	2 (4)	1.8%
各種検査・ 審査・検定	1 (0)	0.9%	1 (0)	0.9%
用地買収	0 (1)	0.0%	0 (1)	0.0%
そ の 他	11 (6)	9.8%	11 (7)	9.8%
計	112 (103)	100.0%	112 (105)	100.0%

(注) () 内の数字は、前年度の人数等を示す。

(5) 関係職員（当事者）の内訳

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
平成25年度	1	0	1	2	110	112
平成24年度	0	0	8	8	97	105

(6) 汚職事件発生の背景

○ 平成 25 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（99 団体）が、汚職事件発生の背景として指摘している事項は次のとおりである。（複数回答団体あり）

区 分	回 答 数
1. 組織・制度上の問題	199
(1) 監督の不十分	(88)
(2) 制度及び制度運用上の問題	(41)
(3) 特定職員への権限集中	(39)
(4) 人事の停滞	(31)
2. 職務遂行上の問題	224
(1) 業務チェックの不備	(117)
(2) 会計管理の不備	(80)
(3) 公印等の管理の不備	(27)
3. 職員としての資質の問題	182
(1) 職員としての資質の欠如	(158)
(2) 職員と業者との癒着	(24)
4. 外部的要因による問題	3
(1) 社会的な要因	(2)
(2) 業者の競争	(1)
5. その他	33

(7) 汚職事件再発防止のための措置

- 平成 25 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（99 団体）において、汚職事件の再発を防止するための主な措置は次のとおりである。

(単位：件)

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	事務分掌、決裁等関係規程の整備	9	0
	審査・管理機関の設置	8	1
	組織、機構、職制の整備	8	0
人事配置、任用上の改善	人事の刷新	13	0
	要員の充実	8	1
	許認可、工事関係職員等の適時、計画的配転	3	0
事務執行方法の改善	事務点検、調査の実施	59	1
	チェックシステムの整備・強化	57	3
	会計事務の改善	41	1
サービス管理の整備強化	各種研修の充実・強化	101	24
	通達の発出	56	0
	訓示	50	0

(注) 区分ごとに、関係団体が実施済み、又は実施する予定である主な措置を抽出（複数回答団体あり）。

(参考) 発覚件数、団体数及び関係職員(当事者)数の推移

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
件 数 (件)	都道府県等	33	16	32	21	33	25	21	21	23	32
	市町村等	92	124	126	120	122	98	87	106	80	80
	公 社 等	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0
	計	125	140	159	143	156	123	108	128	103	112
団 体 数 (団 体)	都道府県等	15	10	19	11	22	11	16	17	17	25
	市町村等	79	98	105	110	107	92	74	95	72	74
	公 社 等	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0
	計	94	108	125	123	130	103	90	113	89	99
関 係 職 員 (当 事 者) 数 (人)	都道府県等	36	16	41	21	40	27	21	21	24	32
	市町村等	106	132	149	123	123	108	110	108	81	80
	公 社 等	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0
	計	142	148	191	146	164	135	131	130	105	112